

取扱職種の範囲等の明示事項

職業安定法第32条の13に基づく開示事項

①取扱職種の範囲等

職種:全職種 地域:国内

②手数料に関する事項

○求職者からの手数料については一切徴収いたしません。採用が成功した場合、求人者からは、法令に基づき当社が管轄省庁に届け出た手数料上限額(消費税分を含まない金額であり、消費税は別途徴収します。下記参照)の範囲内で、契約等で求人者と合意した人材紹介手数料を申し受けます。

また、通常、求人者との間の契約では、求職者が早期退職した場合に人材紹介手数料の一部を返還する規定を設けています。なお、当該規定については当社が提供するサービスや求職者の雇用形態等に応じて、各個別の契約において記載と異なる定めとなる場合がございます。

○成功報酬

職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる想定年収(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の15%とします。

負担者は求人者とします。実際に請求する手数料は、あくまで契約等で求人者と合意した金額となります。

○サービスの種類及び内容

求人を受け付ける時の事務費用 該当なし

③苦情の処理に関する事項

求職者及び求人者からの苦情については、職業紹介責任者が誠意をもって対応いたします。

④個人情報の取扱いに関する事項

1.個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、有料職業紹介事業に携わる従業員及び管理部門の従業員とします。個人情報取扱責任者は各事業所の職業紹介責任者とします。

2.職業紹介責任者は、個人情報を取り扱うに記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとします。

3.取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとします。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行いうるものとします。また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとします。

4.求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとします。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、上記1の個人情報取扱責任者とすることとします。

⑤返戻金に関する事項

<被紹介者の退職に関する報酬の返還>
在職期間が1ヶ月以内:人材紹介手数料の30%